

令和3年度 第4回浜松市営住宅管理運営委員会会議録

- 1 開催日時 令和4年3月25日(金) 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 浜松市役所 本館8階 第3委員会室
- 3 出席状況 委員長：中村伸夫
(敬称略) 委員：平野晶規、井川淳史、井村元子、宇津山茂、喜多晃義、清水友理子、
新妻淳子
事務局：平口住宅課長、豊田課長補佐(専門監)、小林北部住宅管理事務所所長、
加藤技監、高須副主幹、山田副主幹、今田主任
- 4 傍聴人 0人
- 5 議事内容 報告事項
・第4回市営住宅入居者定期募集・特別募集及び常時募集の結果について
・市営住宅管理の制度改正等について
・中田島団地集約事業について
・浜松市まちなか定住促進補助事業について
・指定管理者(R5～R9)の更新について
・浜松市住生活基本計画の見直しについて
- 6 会議録作成者 住宅課 企画グループ 中村
- 7 記録の方法 要点記録
録音の有無 有 無
- 8 会議記録
住宅課長挨拶
- 1 開会
委員長 開会挨拶
事務局 委員長に会議の進行を依頼。(浜松市営住宅条例第49条第1項に基づく)
- 2 定足数の確認
委員長 定足数の確認を依頼。
事務局 委員8人が出席し、定足数に達しており、会議が成立していることを報告。

3 会議録作成及び会議の公開・非公開について

事務局 「第4回市営住宅入居者定期募集・特別募集及び常時募集の結果について」から「浜松市まちなか定住促進補助事業について」は通常通り公開、「指定管理者（R5～R9）の更新について」と「浜松市住生活基本計画の見直しについて」は浜松市情報公開条例第7条第5号にある「市の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある」と考え、非公開を提案する。

委員長 本日の議題について、事務局の提案通りとする。

<委員から「異議なし」との声有り>

委員長 傍聴人の確認を依頼。

事務局 傍聴人なしと報告。

委員長 会議録作成人及び署名人の指名。

<会議録作成：事務局、署名人：中村伸夫委員長、新妻淳子委員>

4 議事

【報告事項】

○第4回市営住宅入居者定期募集・特別募集及び常時募集の結果について

- ・事務局より配布した資料1に基づき、補足説明を行う。
- ・委員による質問、意見、要望等、事務局からの回答。

<喜多委員>

特別募集の部屋の家賃は減額しているのか。

<事務局>

減額していない。特別募集では希望があれば応募前に部屋を見せている。
今回7倍の応募となった部屋があったので、来年も実施したい。

○市営住宅管理の制度改正について

- ・事務局より配布した資料2に基づき、補足説明を行う。
- ・委員による質問、意見、要望等、事務局からの回答。

<清水委員>

DV被害者支援ということで個人情報の扱いについて確認したい。

<事務局>

住宅課に配属になった新人等に対し、住宅課で取り扱う可能性のある個人情報について、研修を実施している。

指定管理者については、住宅課と指定管理者で協定を締結し、個人情報の保護を規定しており、指定管理者も独自に研修を行っている。

<清水委員>

DVもそうだが、追いかけてくる人がいる。どこから漏れたか、オンライン上でさらされることもあるため、個人情報が出れない対策はあるか確認したかった。

<事務局>

システムの中で世帯情報を管理している。市及び指定管理者の職員は、DV被害者支援などの個人情報については、特に注意して取り扱うようにしている。

<新妻委員>

優先入居に関する犯罪被害者世帯の手続きの方法はわかった。DV被害者世帯に対してはどうか。

<事務局>

対象者によって、相談窓口が変わる。例えば対象者が子どもの場合、相談先は児童相談所となる。市民の方からの相談は、各区の区民生活課が総合窓口になっている。

○中田島団地集約事業について

- ・事務局より配布した資料3に基づき、補足説明を行う。
- ・委員による質問、意見、要望等、事務局からの回答。

<井村委員>

今回はFブロック対象だが、居住者の高齢化が進んでいる。高齢者は一階を希望すると思う。抽選会において配慮はされるのか。

<事務局>

高齢の方が多く、足腰が悪い方がいらっしゃる事がアンケートからわかるので、検討している。他団地の一階部屋、エレベーター付きの棟を移転先の対象として加えることで引っ越し先を確保することを考えていこうと検討しているところである。

<井村委員>

高齢者、体の悪い方に配慮して欲しい。

<事務局>

低層階部屋とその他の部屋とそれぞれ抽選する等も考えながら進めていく。

<中村委員長>

住民の要望も積極的に取り入れて欲しい。

○浜松市まちなか定住促進補助事業について

- ・事務局より配布した資料5に基づき、補足説明を行う。
- ・委員による質問、意見、要望など、事務局からの回答。

<平野委員>

分譲マンションと建売住宅が対象外なのはなぜか。

<事務局>

まちなかに定住を促す目的で、予算の範囲内で補助するものであるため。既存ストック流通のため、中古マンションや中古住宅は対象とする。

5 閉会

委員長 進行を事務局に返す。

事務局 閉会

以上、この会議録が正確であることを証します。

令和4年4月27日

委員長 中村 伸夫 ㊟

会議録署名人 新妻 淳子 ㊟